小学校 5・6 年生の家庭科教科書で

売買契約の基礎をマスターしよう！

18 歳で成年を迎える子どもたちへの新しい学び

2020 年 3 月 16日　発行　　初版

制作　司法書士法教育ネットワーク　新しい消費者教育教材検討会

この教材セットは、新学習指導要領のもと、2020 年（令和 2 年）4 月から小学 5・6 年生が使用する予定の以下の家庭科教科書（いずれも 平成 31 年 2 月 25 日 文部科学省検定済、教科書センター用見本版）の学習内容に沿って制作したものです。

□　浜島京子、岡陽子、他　『新しい家庭5・6』（東京書籍）
　4. 持続可能な暮らしへ　物やお金の使い方
　　ステップ2. 買い物の仕方について考えよう（34−37 頁）

□　鳴海多恵子、石井克枝、堀内かおる、他　『小学校 わたしたちの家庭科5・6』（開隆堂）
　8. 生活を支えるお金と物
　　2. 何を大切にして買い物をすればよいだろう（60−61 頁）
　　3. 買い物の仕方を工夫しよう（62−63 頁）

小学校 5・6 年生の家庭科教科書で

売買契約の基礎を マスターしよう！

18 歳で成年を迎える子どもたちへの新しい学び

第 1 時　　買い物の仕組みについて考えよう！

1.【教材】 ワークシート「買い物の仕組みについて考えよう！」
2.【掲示用教材】 買い物場面のイラストデータ
3.買い物の仕組みについて考えよう！【解答例】
4.指導のてびき（第 1 時）－学習指導案付き

買い物の仕組みについて考えよう！

年　　組　　番　名前

（1）買う人と売る人がどんなことをしたら 売買契約 が成立するのか、書いてみましょう。

買う人が ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

売る人が ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

→ おたがいの意思が合ったとき、売買契約 が成立します。

（2）次の1～4の買い物をするとき、ア・イ・ウ・エの場面のうち、売買契約が成立するのはどの場面ですか。ア・イ・ウ・エのうちそれぞれ1つに○をつけましょう。

1．スーパーマーケットで、おやつのおかしを買うとき

ア

イ

ウ

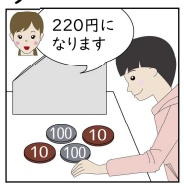

エ

2．ピザ屋さんに、出前のピザを注文して家に届けてもらって買うとき

ア

イ

ウ

エ

3．本屋さんで、欲しい本を注文して取り寄せてもらって買うとき

ア

イ

ウ

エ

4．自動販売機で、飲み物を買うとき

ア

イ

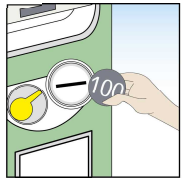

ウ

エ

（3）売買契約 が成立したら、買う人は何をしなければならないですか。また、売る人は何をしなければならないですか。それぞれ書いてみましょう。

買う人がしなければならないこと

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

売る人がしなければならないこと

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（4）いったん売買契約 が成立すると、契約 をなかったことにはできません。また、買った商品をかってに返したり、交換 してもらったりすることもできません。

えっ！ でも、レシートを持っていったら返してもだいじょうぶだったよ。

自動販売機のボタンをまちがえたけど、お店の人が交換してくれたよ。

私はダメだったよ。

1．売買契約 が成立した後は、商品をかってに返すことができないはずなのに、返すことができた人がいたり、交換 してもらえた人がいたりするのはなぜでしょうか。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2．返すことができたり、交換 してもらえたりするからといって、そんなお客さんがたくさんいたら、お店の人はこまらないのでしょうか。気がついたことを書いてみましょう。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（5）いったん売買契約 が成立すると、契約 をなかったことにはできません。けれども、契約 が成立していないときだったら、買い物をするのをやめてもかまわないですよね。

それでは、（2）の1～4の ア・イ・ウ・エ の場面うち、買い物をするのをやめてもかまわないのはどの場面ですか。あてはまる場面のア・イ・ウ・エに、△マークをつけましょう。

☆☆今日のワークでわかったことを書いておこう！☆☆

ア

どれに
しようかな？
ICE
ICE
どれでも220円

イ

ありがとう
ございます！
これをください
ICE

ウ

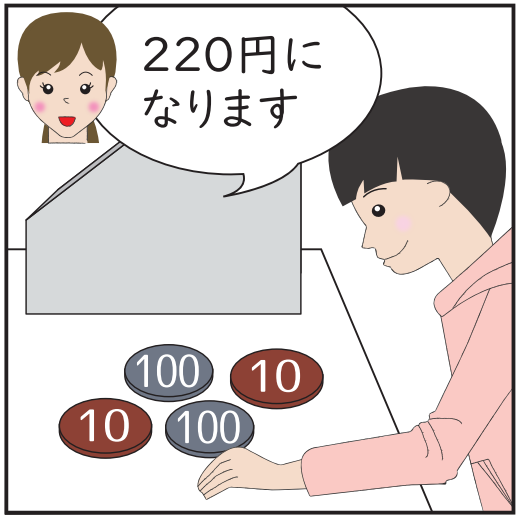
220円に
なります
100
10
10
100

エ

どうぞ！
ありがとう
ICE

ア

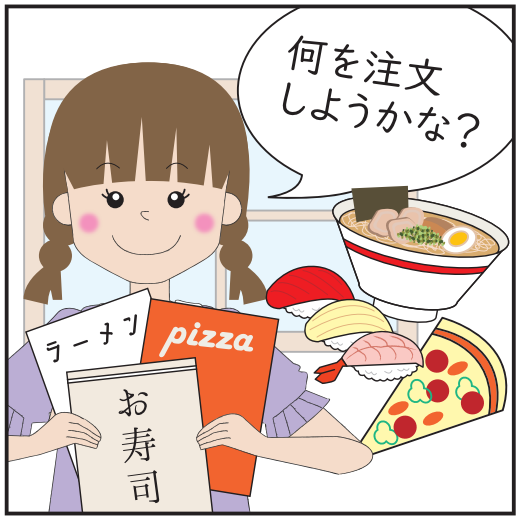
何を注文しようかな？
ランチ
pizza
お寿司

イ

2000円のピザを届けてください
pizza
ありがとうございます！

ウ

ピザの配達に来ました！
pizza
pizza

エ

はい、代金です
1000
1000

ア

えっ!欲しかった本が
売り切れだったよ～
売切

イ

ありがとう
ございます!
1000円の
この本を取り寄せ
してください
1,000円
BOOK

ウ

ご注文の本が
届きました

エ

この本ですね
はい、
ありがとう
1000

ア

イ

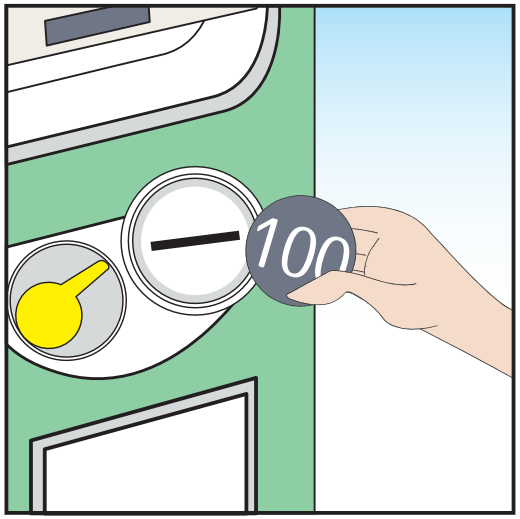

ウ

エ

買い物の仕組みについて考えよう！　【解答例】

年　　組　　番　　名前

（1）買う人と売る人がどんなことをしたら 売買契約 が成立するのか、書いてみましょう。

買う人が　（例）買う意思を表し／申し出をして／申込みして／買いたいと言って

売る人が　（例）売る意思を表し／申し出を受けて／承諾して／オッケーと言って

→ おたがいの意思が合ったとき、売買契約 が成立します。

（2）次の1～4の買い物をするとき、ア・イ・ウ・エの場面のうち、売買契約が成立するのはどの場面ですか。ア・イ・ウ・エのうちそれぞれ1つに○をつけましょう。

1．スーパーマーケットで、おやつのおかしを買うとき　（注）買う人＝客　売る人＝店

ア	イ ○	ウ	エ
客： どの220円のおかしがいいか、比べて 選ぼうとしている場面	220円のアイスクリーム 客：ください（申込み） 店：ありがとう（承諾） ＝売買契約の成立	客：代金の支払い 店：代金の受け取り	店：品物の引渡し 客：品物の受け取り

2．ピザ屋さんに、出前のピザを注文して家に届けてもらって買うとき

ア	イ ○	ウ	エ
客： どの店に何の出前を注文しようか考えて 選ぼうとしている場面	2000円のピザ 客：届けて（申込み） 店：ありがとう（承諾） ＝売買契約の成立	店：品物の引渡し	客：代金の支払い

3．本屋さんで、欲しい本を注文して取り寄せてもらって買うとき

ア	イ ○	ウ	エ
客： 買いたい本が 売切れだった･･･	この1000円の本を 客：取り寄せて（申込み） 店：ありがとう（承諾） ＝売買契約の成立	店： 注文の本の準備が できたことを連絡･･･	店：品物の引渡し 客：代金の支払い

4．自動販売機で、飲み物を買うとき

ア	イ	ウ ○	エ
店：どの飲み物でも この自動販売機で 選んでくれたものを 100円で売りますよ （事前の承諾） 客：選んでいる場面	客：すぐに代金の 支払いができるように、 支払い用のお金を 先に投入する（※）	客：100円のジュース に決めて、自動販売機 のボタンを押す（申込み） ＝売買契約の成立 同時に代金の支払い	店：自動販売機の しくみを使って 品物の引渡し

（※）契約成立前なので、まだ返却レバーでお金を返してもらうこともできる。

（3）売買契約 が成立したら、買う人は何をしなければならないですか。また、売る人は何をしなければならないですか。それぞれ書いてみましょう。

買う人がしなければならないこと　代金を支払う。／　やっぱり買わないと言ったりしない。

売る人がしなければならないこと　品物を引きわたす。／　やっぱり売らないと言ったりしない。

（4）いったん売買契約 が成立すると、契約 をなかったことにはできません。また、買った商品をかってに返したり、交換 してもらったりすることもできません。

大人の人が、レシートを示して返品・交換をしているところを見たことがあるかも。でも、レシート無しのお店もあるよね。

えっ！ でも、レシートを持っていったら返してもだいじょうぶだったよ。

自動販売機を置いているお店に頼むと返品・交換してもらえた人がいるかも。でも、お店の無いところにある機械もあるよね。

自動販売機のボタンをまちがえたけど、お店の人が交換してくれたよ。

私はダメだったよ。

1．売買契約 が成立した後は、商品をかってに返すことができないはずなのに、返すことができた人がいたり、交換 してもらえた人がいたりするのははなぜでしょうか。

（例）・お店の人が親切で返品に応じてくれたり、交かんしてくれたりしているから。
・お店のサービスのきまりで、レシートがある人だけ返品や交かんをしてくれるしくみがあるから。
・そのお店で買った人だとわかるレシートを持っているから。

2．返すことができたり、交換 してもらえたりするからといって、そんなお客さんがたくさんいたら、お店の人はこまらないのでしょうか。気がついたことを書いてみましょう。

（例）・だれかが一度持って帰った品物は、他の人に売れないからこまる。
・ふくろや箱が破れてなくても、保管方法や温度がお店とちがったかもしれないので捨てている。
・たくさん返品されると、お店は損をする。

（5）いったん売買契約 が成立すると、契約 をなかったことにはできません。けれども、契約 が成立していないときだったら、買い物をするのをやめてもかまわないですよね。

それでは、（2）の1～4の ア・イ・ウ・エ の場面うち、買い物をするのをやめてもかまわないのはどの場面ですか。あてはまる場面のア・イ・ウ・エに、△マークをつけましょう。

☆☆今日のワークでわかったことを書いておこう！☆☆　（注）自由に考えて書いてみよう！

（例）・売買契約がいつ成立するかということがとても大事だとわかった。
・よく考えて、調べてから、買い物をすることが大事だとわかった。
・返品すると、お店の人がこまるのだということがわかった。

指導のてびき（第１時）　買い物の仕組みについて考えよう！

【本時の教材】　ワークシート「買い物の仕組みについて考えよう!」
掲示用教材　買い物場面のイラストデータ

【教材のねらい】

ある品物をある値段で買いたい（自分の物にしたい）という買う人の申し出（申込み＝買う意思の表示）と、売る人のこれを受ける意思（承諾＝売る意思の表示）が一致したときに、売買契約が成立します。契約の成立の時点を確認することはとても重要で、なぜならば、いったん売買契約が成立すると、契約の当事者（買う人と売る人）は、それぞれ一方的な都合で契約をなかったことにはできなくなり、契約した内容に従って、買う人は代金の支払いを、売る人は商品の引き渡しをしなければなりません。しかし、契約成立の前であれば、買う人は、どのお店で、何を、いくらで買うか、あるいは買わないかなど、自由に情報を調べて比較、検討して選択することができます。売る人の側も、どのような商品をいくらで販売するか、自由に決めることができます。（これを「契約自由の原則」と言います。「契約自由の原則」については、中学校の社会科公民的分野の発展学習や、高等学校の公民科、家庭科等で学習します。）

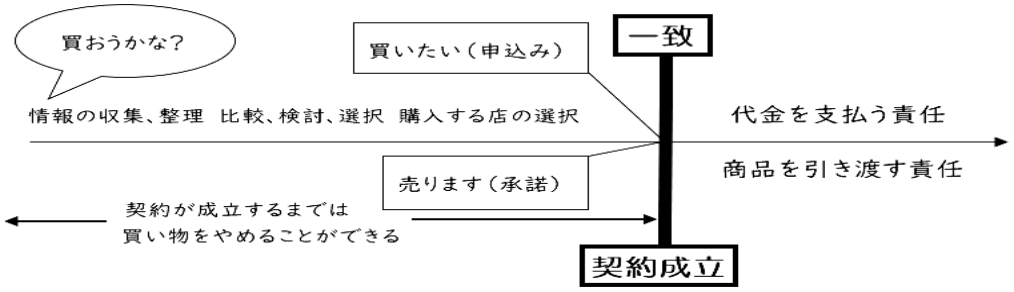

売買契約が成立する前に、契約するか（買うか）どうか、どの品物をどの店で買うかなど、購入に必要な情報を集めて考えること（よく考え、調べて比較、選択し、確認をしていく意思決定過程）が重要であると気づかせること、そのために、契約成立の前後の違いを理解し、契約成立の時点がいつかということを意識して考えることの重要性に気づいてもらうことが、本教材のねらいです。

本教材は、以上の観点から、次のようなワークを設定しています。

① ４つの買い物の事例をあげて、売買契約の成立の時点を見分けられるようにします。
② 売買契約が成立すると、買う人と売る人それぞれにどのような責任が発生するか、確認します。
③ いったん売買契約が成立すると、契約をなかったことにはできないことを確認します。
④ 返品や交換に応じてくれる事業者がいますが、それは例外であることを確認します。
⑤ 契約が成立するまでは、情報を比較、検討して買い物をするかどうか決められることを確認します。

【指導案】

授業の概要

売買契約の基礎を知ることを通じて買い物の仕方や仕組みを理解し、買い物をするまでの意思決定過程（情報の収集・整理とその活用、物の選び方、買い方の工夫など）の重要性に気づき、買い物トラブルを防ぐ工夫やトラブルにあったときに消費者がとるべき行動（消費者の役割）について学習する。

到達目標

1. 売買契約の基礎と買い物の仕組みが分かり、契約成立前の意思決定過程（情報の収集・整理とその活用、物の選び方、買い方の工夫など）の大切さに気づく。
2. 身近な物の選び方、買い方を理解し、購入するために必要な情報の収集・整理が適切にできる。
3. 購入に必要な情報を活用し、身近な物の選び方、買い方を考え、買い物トラブルを防ぐ工夫をすることができる。
4. 買い物トラブルに対して消費者がとるべき行動とその影響を知り、消費者の役割に気づく。

指導計画

第１時　買い物の仕組みについて考えよう！　・・・【本時】
第２時　買い物でトラブルにあったらどうしよう！（本当にトラブルかな？）
第３時　買い物でトラブルにあったらどうしよう！（使ってみたらたいへんだ）

本時のねらい

1. 売買契約について、①契約の成立時期、②売買契約成立の効果としての買う人(消費者)と売る人(事業者)の責任、③契約が成立すると一方的な都合や理由で契約を無かったことにできないこと、を知る。
2. 買い物の仕組みが分かり、売買契約を成立させる前の意思決定過程（情報の収集・整理とその活用、物の選び方、買い方の工夫など）の大切さに気づく。

本時の展開　（45 分× 1 ）

	学習活動	予想される児童の反応	教師の支援
2 分	【導入】 ・今日の学習内容を知る。 **買い物の仕組みについて考えよう!**	・買い物の仕組みとは何かな。 ・買い物なら知っている。	・買い物をしたことがあれば何を買ったか発表させる。 ・ワークシートを全員に配布。
10 分	【全体学習】 ・売買契約の成立時点について確認する。（ワークシート（1）を書く。） 【個人学習】 ・4つの買い物の場面で売買契約が成立するのはどの場面か考える。（ワークシート（2）1234を書く） 1　お菓子を買う。 2　ピザの注文。 3　本の取り寄せ。 4　自動販売機。	○予想される解答例 ・買う人が「買います」と言う。 ・売る人が「いいですよ」と言う。 1　お金をはらったとき 2　ピザが届いたとき 3　お金を払ったとき 4　商品がでてきたとき …… 事例の確認 1＝イ　これをください。ありがとう。 2＝イ　ピザを届けてください。ありがとう。	・教科書の説明を読む。 ・実際に経験したことがある事例では、そのときのことを思い出しながら書かせる。経験したことがない場合は、想像して書くようにさせる。
10 分	【全体学習】 ・話し合いをする。	3＝イ　取り寄せして。ありがとう。 4＝ウ　自動販売機のボタンを押す。（予め承諾がある。）	・話し合いの後に 4 事例について解説する。
5 分	【個人学習後発表】 ・契約が成立したときの義務について考える。(ワークシート(3)を書く。）	・買う人　お金をはらう。 ・売る人　商品を渡す。	・買い物をしたときのことを思い出させる。
5 分	【個人学習後発表】 ・契約が成立すると、原則として契約がなかったことにできず、返品交換もできない。しかし、できる場合があるのはなぜか考える。（ワークシート(4)を書く。）	（※解答例も参照。） ・レシートがあるから。 ・使っていないから。 ・売る人（お店）の好意や、サービスによって返品できたり交換できたりした。 ・返品が多いと、お店の人は売り物にならず、困るだろう。	・返品できたり、交換できたりするのは、お店の人の好意であることに気づかせ、これらが多いときは、お店の人も困ることに気づかせる。
8 分	【班学習】 ・買い物の場面(アイウエ)の中で、買い物をやめてもよい場面（契約が成立していない場面）はどれか考える。（ワークシート(5)を考える。） 【全体学習】 ・班ごとに発表する。	・契約が成立する前なら、買い物をやめてもよいのではないか。 事例の確認 1=ア　2=ア　3=ア　4=アとイ	・契約が成立すると、売る人と買う人に義務が生じるが、契約の成立の前であれば引き返せるので、引き返ってよい場面はどこか注目させる。 ・契約の成立時期から考えるとわかりやすいことに気づかせる。
5 分	【個人学習後発表】 ・今日の学習でわかったことをワークシートの枠内に書き、学習のふりかえりを発表する。	・買い物が契約であることを知った。 ・売買契約の成立する前に「よく考える」「よく調べ、じっくり商品を選ぶ」「よく確かめる」	・契約の成立する前によく考えることの大切さを感じさせる。契約の成立までの意思決定過程の重要性に気づかせる。

具体的なワークシートの指導のヒント　　【解答例】も参考にしてください。

（1）買う人と売る人がどんなことをしたら売買契約が成立するのか、書いてみましょう。

家庭科の教科書でどのように説明をしているか確認して、枠囲みの中の＿＿＿＿に、買う人と売る人が、それぞれどんなことをして、おたがいの意思が合ったときに売買契約が成立するかを書かせます。「ご利用にあたってのQ&A」でも解説をしていますが、答えは、買う人が「（例）買う意思を表し／申し出をして／申込みして／買いたいと言って」、売る人が「（例）売る意思を表し／申し出を受けて／承諾して／オッケーと言って」、おたがいの意思が合ったときが、売買契約の成立のときです。

教科書では、「買い物は、買う人の申し出を、売る人が受けて成立する売買契約でもあります。」「買う人（消費者）は買う意思を表し、売る人は売る意思を表して、おたがいの意思が合ったとき（合意）に売買契約が成立します。」という説明や図解が掲載されていますので、これを参考に記入させてください。教科書の言葉を児童が理解した表現で置き換えても構わないと思います。

なお、契約をするときの「意思」、契約が成立するまでの「意思決定過程」というときの「意思」は、単に考えや物事を行うもとになる気持ちを指すという意味の言葉で「思」の字を使う言葉です。何かを決定して実行する積極的な意欲をもった考えや気持ちを指す「意志」とは異なる言葉ですので、ご注意ください。

（2）次の 1～4 の買い物をするとき、ア・イ・ウ・エ の場面のうち売買契約が成立するのは どの場面ですか。ア・イ・ウ・エのうちそれぞれ1つに○をつけましょう。

ある特定の品物について、買う人の申込みと、売る人の承諾が一致したときはどこか、１～４の各場面で、解答例の各場面の説明（青文字の部分）も参考に児童に考えさせ、○印を記入させてください。

厳密には、売買契約が成立するためには、目的物である品物とその価格についても、買う人も売る人もわかっている必要があります。申込みをしようと価格を尋ねたときにその値段では買えないとなれば、まだお互いの考えは一致していませんから売買契約は成立していません。自動販売機のような機械は、お店の人のように「承諾した」旨の言葉は言いませんが、「表示している商品とその価格に納得して申込みをした（ボタンを押した）人全てに売ることを承諾する。」と、予め示しているのだと考えます。ですので、申込みをしたとき（ボタンを押したとき）に契約が成立します。

（3）売買契約が成立したら、買う人は何をしなければならないですか。また、売る人は何をしなければならないですか。それぞれ書いてみましょう。

買う人は「代金を支払う。」こと、売る人は「品物を引き渡す。」ことをしなければなりません。これは、売買契約成立の効果として契約当事者に発生する「義務」にあたります。児童にわかりやすい言葉に置き換えると、契約で約束したことの「責任」という説明でよいと思います。「やっぱり買わないと言ったりしない。」「やっぱり売らないと言ったりしない。」と付け加えて書いてもよいと思います。そうしておたがいが責任をはたすと、欲しかったもの（買う人は品物、売る人は代金）が手に入ります。

（4）いったん売買契約が成立すると、契約をなかったことにはできません。また、買った商品をかってに返したり、交換してもらったりすることもできません。

1 売買契約が成立した後は、商品をかってに返すことができないはずなのに、返すことができた人がいたり、交換してもらえた人がいたりするのはなぜでしょうか。

いったん売買契約が成立すると、契約をなかったことにはできません。買った人の勝手な理由や都合だけでは品物を返品して代金を返してもらったり、別の品物と交換してもらったりすることはできません。もちろん、売る人の勝手な理由や都合だけで代金を増額したり、別の品物に変更したりするようなこともできません。いったん成立させた売買契約の約束の内容には、買った人も、売った人も従わなければいけません。（難しい言い方をすると、これを「契約の拘束力」といいます。）

このようなルールがある一方で、実際の買い物の場面で、返品・交換を見たこと、体験したことがある児童もいるかもしれません。返品・交換を頼もうとして断られたところを見たり、体験したりした児童もいるかもしれません。それはなぜか考えさせてください。

理由としては、以下のようなことが考えられます。

・お店側が親切で、あるいは店の評判を落としたくなくて、返品・交換に応じているため。
・お店のサービス規約などで、レシートで購入の事実が証明できる人には返品・交換に応じるなどの仕組みをつくっているため。
・お店のサービスの規約などで、返品・交換の条件を決めていて、その条件も契約の内容となっているため。
・お店側が、買った人から新しい申込み（売買契約の内容の変更の申込み）を受けたので、その申込を承諾したことで、前の売買契約を合意解除し、新たな売買契約を成立させたから。

この他にも、いろいろな理由があるかもしれませんが、大切なことは、「いったん売買契約が成立したら、一方的な都合や理由で契約を無かったことにはできない」こと、返品や交換に応じてくれるのはあくまでも例外で、返品や交換についてのルールを予め定めている契約内容であったり、お店のサービスであったり、新たな内容の契約を結び直していたりしているのだということに気づかせてください。

買い物の経験があまり無い児童が多い場合には、教師の側でこのような例があるんだよと、いくつか事例を示してもらったり、ご自身の経験を語ってもらったりしてもいいかと思います。

2 返すことができたり、交換してもらえたりするからといって、そんなお客さんがたくさんいたら、お店の人はこまらないのでしょうか。気がついたことを書いてみましょう。

返品・交換に応じてお店に返ってきた商品は、その後どう扱われるのでしょうか。未使用で包装にも問題のない例えば衣類や食器のような品物であれば、また商品として他の消費者に販売されるかもしれませんが、食品や飲料品、開封された品物などはどうでしょうか。例えば食品は、包装に問題がなかったとしても、購入者が持ち歩いているうちに適切な温度での保管ができていなかったり、賞味期限が短くなったりしているかもしれません。衣類のような腐敗しない物であっても、異物が混入したり汚れがついたりしているかもしれません。お店としては、そのような品質が変わったかもしれない品物を、改めて商品として販売することはできず、多くの返品・交換商品は廃棄され、お店はその仕入れ代金を損金処理しているということを、児童に気づかせてほしいと思います。

この単元では、売買契約を成立させる前の意思決定過程（情報の収集・整理とその活用、物の選び方、買い方の工夫など）でよく考えて決めることを学びます。なぜ、よく考えて決めることが大切かというときに、このような相手となるお店（事業者）の事情のことも知っていると、よく考えて、本当に必要な品物を間違い無く購入することの重要性に気づきやすくなるかと思います。

(5) いったん売買契約が成立すると、契約をなかったことにはできません。けれども、契約が成立していないときだったら、買い物をするのをやめてもかまわないですよね。
それでは、(2)の1～4のア･イ･ウ･エの場面うち、買い物をするのをやめてもかまわないのはどの場面ですか。あてはまる場面のア･イ･ウ･エに、△マークをつけましょう。

（2）の問いで〇印を付けた「売買契約の成立」のときよりも前の場面であれば、買い物をやめてもかまいません。解答例の△印を付けた場面がこれにあたります。

☆☆今日のワークでわかったことを書いておこう!☆☆

このまとめの枠囲みの中には、ひとりひとりの児童の言葉で、考えたことを書かせてみてください。
解答例に示した言葉に限定しなくてかまいません。個別に考えることが難しいようでしたら、班で考えてもらったり、全体で１人～数人に発言してもらったりして共有してもよいと思います。

小学校 5･6 年生の家庭科教科書で

売買契約の基礎を マスターしよう！

18 歳で成年を迎える子どもたちへの新しい学び

第 2 時　　買い物でトラブルにあったらどうしよう！（本当にトラブルかな？）

1.【教材】 トラブルカード【A】【B】【C】【D】
2.【教材】 ワークシート「トラブルカードゲームにちょう戦しよう！ その1」
3.トラブルカードゲームにちょう戦しよう！ その1 【予想される解答例】
4.指導のてびき（第2時）－学習指導案付き

【A】 シュークリームの数がたりない

ケーキ屋さんでシュークリームを
6 個注文して箱につめてもらいました。

家に持って帰って箱をあけたら
なんと 5 個しか入っていなくて
1個たりません。

どうしたらいいの？

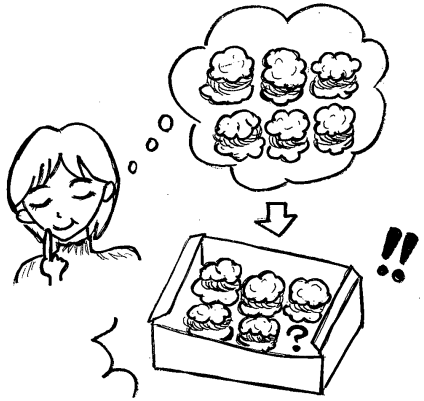

【B】 プリンの賞味期限が切れていた

今日のおやつにしようと思って
近所のお店でプリンを買ってきました。

家に帰って表示をよく見てみると
賞味期限が昨日までだったことに
気づきました。

どうしたらいいの？

【C】 セーターが小さかった

通信はん売のお店でさがしてみると、
いろんなデザインのセーターが
売られています。

気に入ったデザインの商品があったので
注文をしました。

数日後、商品が届いて着てみると・・・。
「あれ、小さい！」

どうしたらいいの？

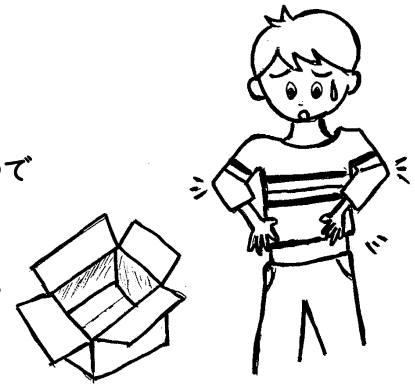

【D】 買った服を返して買いなおしたい

デパートで、とてもかわいい服を
見つけて買いました。

帰り道、もっと安いねだんで
とてもよく似た服が売っているのを
見つけました。

デパートの服は返品して
お金も返してもらって
こっちの服を買おうと思うのですが…

どうしたらいいの？

トラブルカードゲームにちょう戦しよう！　　その１

年　　組　　名前

（１）　わたしのトラブル　ー買い物でトラブルにあったら　どうしよう！

・トラブルカードは、ABCDのうちどれでしたか。（　）に〇をつけましょう。
・トラブルカードのABCDの横に書いてあるトラブルの内容を、わくの中に書き写しましょう。

A	B	C	D
（　）	（　）	（　）	（　）
シュークリームの	プリンの賞味期限が	セーターが	買った服を

①　買い物をした人は、どうすればいいでしょうか。

②　お店の人は、どうすればいいでしょうか。

他の買い物をした人、お店の人は、トラブルがおこったときにどうしたでしょうか。
みんなの考えを聞いてみましょう。

（２）　買い物をするときに、買い物をする人も、お店の人も
どうしたら、トラブルがおこらないようにできるでしょうか。

トラブルカードゲームにちょう戦しよう！　その１【予想される解答例】

（１）わたしのトラブル　ー買い物でトラブルにあったら　どうしよう！

【A】 シュークリームの数がたりない

A	B	C	D
(○) シュークリームの数がたりない	( ) プリンの賞味期限が	( ) セーターが	( ) 買った服を

①　買い物をした人は、どうすればいいでしょうか。

- 電話して１個たりないことを伝え持ってきてもらう。
- レシートをもってすぐにケーキ屋さんに行く。
- とりあえず5個全部食べて後で連らくする。
- ケーキ屋さんにおわびに１個おまけしてもらう。

②　お店の人は、どうすればいいでしょうか。

- たりない分の１個を持って家に行ってあやまる。
- 自分が悪いのでおわびもかねてシュークリームを多く持っていく。
- 次にそのお客さんが来たらあやまってシュークリームをわたす。
- お客さんの言うことが本当かわからないのでことわる。

【B】 プリンの賞味期限が切れていた

A	B	C	D
( ) シュークリームの	(○) プリンの賞味期限が切れていた	( ) セーターが	( ) 買った服を

①　買い物をした人は、どうすればいいでしょうか。

- まず電話をして賞味期限が切れていたと伝える。
- お店に持って行って交かんしてもらうか、お金を返してもらう。
- おわびにおまけのプリンをもらう。
- 食べるとおなかをこわすかもしれないので、すてる。

②　お店の人は、どうすればいいでしょうか。

- おわびをして代わりのプリンを渡す。
- 交換するプリンがなかったらお金を返す。
- 売るときに商品の賞味期限も確にんする。
- 表示を確にんしなかったお客さんも悪いので何もしない。

トラブルカードゲームにちょう戦しよう！　その１【予想される解答例】

【C】 セーターが小さかった

A	B	C	D
（　）	（　）	（○）	（　）
シュークリームの	プリンの賞味期限が	セーターが小さかった	買った服を

①　買い物をした人は、どうすればいいでしょうか。

- 試着できないことを知っていて買ったのだから返品はできない。
- 小さくて着られないことをきちんと説明すれば返品できる。
- サイズが合うほかの人にあげて、次は試着ができる店で買う。
- わかりにくい写真を見せたお店が悪いので返品できる。

②　お店の人は、どうすればいいでしょうか。

- 返品の送料を払ってくれるなら、お店は損をしないので応じる。
- お客さんの都合で返品に応じていたらきりがないのでことわる。
- 次に買ってもらえないかもしれないので今回は返品に応じる。
- 新品そのままの状態か確認をしてから返品に応じるか決める。

【D】 買った服を返して買いなおしたい

A	B	C	D
（　）	（　）	（　）	（○）
シュークリームの	プリンの賞味期限が	セーターが	買った服を返して買いなおしたい

①　買い物をした人は、どうすればいいでしょうか。

- 高いねだんをつけるデパートが悪いから返品できる。
- まだ家に帰って着ていないから返品できる。
- 一度買ったものは返品できない。
- お金をためてから追加でもう一つの服も買えばいいと思う。

②　お店の人は、どうすればいいでしょうか。

- デパートの人はせっかく売れたものを返されたらこまると思う。
- 一度買ったものは返品できないので断る。
- 新品できれいか細かくチェックしてから今回だけ返品に応じる。
- 自分勝手なお願いなのでお金は返さない。

トラブルカードゲームにちょう戦しよう！　その１【予想される解答例】

他の買い物をした人、お店の人は、トラブルがおこったときにどうしたでしょうか。
みんなの考えを聞いてみましょう。

（注）ここでは児童たちに（１）のA～Dの解答を発表させ、他の人の考えも聞いた上で（２）のまとめを考えられるように指導してください。

（２）　買い物をするときに、買い物をする人も、お店の人も
どうしたら、トラブルがおこらないようにできるでしょうか。

【買い物をする人は・・・】

- 買いたい物の情報をしっかり集めておく。
- 買いたい物や必要な数にまちがいがないか、よく確にんする。
- 買うときに賞味期限が切れていないか、よく確にんする。
- 商品の説明の表示を見やすいものに改良してもらうように言う。
- サイズがよくわからない場合には、通信はん売では買わない。
- 自分のサイズを確にんして、合っているかきちんと調べて買う。
- 買う人は、本当に欲しいものかどうか、それがどのお店にあるか、買い物の前にしっかり調べるようにする。

【お店の人は・・・】

- お店の人も、品物や数にまちがいないか、よく確にんしてから商品を渡す。
- お店の人は、店に商品をならべるときに賞味期限を確にんする。
- お店の人も、商品の賞味期限を確にんしてから商品を渡す。
- お店の人は、サイズや色などをわかりやすく表示する。
- お店の人は、返品のルールを決めてわかりやすく表示しておく。
- お店の人は、よく似た商品が売られていることも考えて、ねだんや品質がどうちがうのかをわかりやすく表示する。
- お客さんが見つけやすい広告や商品のならべ方を工夫する。

指導のてびき（第2時）　買い物でトラブルにあったらどうしよう！

（本当にトラブルかな?）

【本時の教材】　トラブルカード【A】【B】【C】【D】

ワークシート　「トラブルカードゲームにちょう戦しよう！　その１」

【教材のねらい】

前時では、売買契約が成立する時点と、契約成立の前後の違いについて確認する学習をしました。そして、いったん売買契約が成立すると、契約当事者はおたがいに契約内容（約束）にしたがって責任を果たさなければいけませんし、一方的な都合で契約をなかったことにはできなくなるわけですから、売買契約が成立する前に、契約するか（買うか）どうか、どの品物をどの店で買うかなど、よく考えること、購入に必要な情報を集めて比較、検討し、選択すること（意思決定過程）が重要であることに気づいてもらう学習もしました。本時は、この「よく考える」「よく調べて、選ぶ」「確認する」とはどういうことか、自分や友だちはそれができるのか、ということを疑似体験してもらえるように、トラブルカードを用いた体験型のワークを設定しました。

このワークで用意した４つのトラブルカードは、実は、買う人の側が「よく考える」「よく調べて、選ぶ」「確認する」ことができてさえいれば、そもそもトラブルではなかった可能性のある事例です。ワークを通じてそのことに気づいてもらうこと、そして、意思決定過程で情報の確認や選択を十分に行うと同時に、商品を受け取ったときに間違いがないかよく確認することが、買い物トラブルの発生を防いでいることにも気づいてもらうことが、本教材のねらいです。

以上の観点から、４つのトラブル事例を設定しました。カード別の具体的な指導例は後述します。

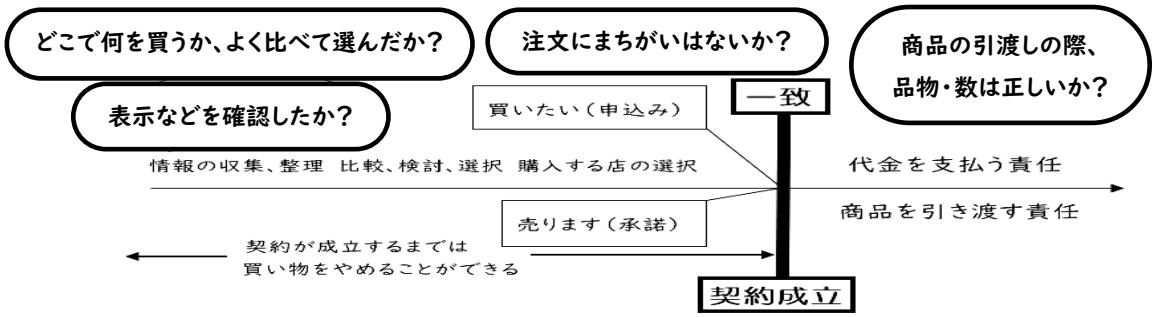

本時の指導案は、児童が自由に考えを述べ、他の児童の考えを聞いてまた考えられるよう、班学習を前提としています。クラスの状況や設定時間数に応じて、①カードを１枚ずつ全員に配り、同じカードに当たった人で新しい班を作る、②班ごとに１枚ずつ別々のカードを配る、などいろいろ工夫をしてみてください。班学習が難しい場合などは、１つか２つの事例に絞ってクラス全体で学習してもよいと思います。

【指導案】

授業の概要

売買契約の基礎を知ることを通じて買い物の仕方や仕組みを理解し、買い物をするまでの意思決定過程（情報の収集・整理とその活用、物の選び方、買い方の工夫など）の重要性に気づき、買い物トラブルを防ぐ工夫やトラブルにあったときに消費者がとるべき行動（消費者の役割）について学習する。

到達目標

1. 売買契約の基礎と買い物の仕組みが分かり、契約成立前の意思決定過程（情報の収集・整理とその活用、物の選び方、買い方の工夫など）の大切さに気づく。
2. 身近な物の選び方、買い方を理解し、購入するために必要な情報の収集・整理が適切にできる。
3. 購入に必要な情報を活用し、身近な物の選び方、買い方を考え、買い物トラブルを防ぐ工夫をすることができる。
4. 買い物トラブルに対して消費者がとるべき行動とその影響を知り、消費者の役割に気づく。

指導計画

第１時　　買い物の仕組みについて考えよう！

第２時　　買い物でトラブルにあったらどうしよう！（本当にトラブルかな？）　・・・【本時】

第３時　　買い物でトラブルにあったらどうしよう！（使ってみたらたいへんだ）

本時のねらい

1. 買い物の仕組みの中で、売買契約を成立させる前に、購入に必要な情報を具体的にどのように収集・整理して活用すればよいのかを知る。
2. 購入に必要な情報を活用し、身近な物の選び方、買い方を考え、買い物トラブルを防ぐ工夫をすることができる。

本時の展開　（45分×１）

	学習活動	予想される児童の反応	教師の支援
5分	【前時の復習】 ・売買契約の成立時期を確認する。 ・今日の学習内容を知る。		・売買契約には「申し込み（申し出）と承諾」が必要であることを確認する。
	買い物でトラブルにあったらどうしよう！（本当にトラブルかな?）		
	・班に1種類の「トラブルカード」を配布。(ワークシートの(1)冒頭の記号に○を付け、自分が考えることになったトラブルを□に書き足す。) A:　シュークリームの数が不足。 B:　プリンの賞味期限切れ。 C:　通販でサイズ違い。 D:　他の店にいい品物発見。	・どれに当たるかな。 ・面白そうだ。	・生活の中でいつどんなトラブルに遭遇するかわからないので、「トラブルカード」は児童に選択させずに、配布する。 ・ワークシートを全員に配布。
10分	【班学習】 ・トラブルにあった場合どうすればよいか考える。 ・相談しながらワークシートの（1）①②に書く。	(※予想される解答例を参照。)	・トラブルの原因から買い物をした人がとるべき解決策を考えさせる。（（1）①） ・買い物をした人の立場のみならず、お店の人の立場にもたって考えさせる。（（1）②）
10分	【班ごとの発表】 ・ワークシートの（1）①②について。		・自分の「トラブルカード」と似ているところを考えながら聞かせる。
10分	【全体学習】 ・(1)①②についてみんなの意見・共通点等をクラスの全体でまとめていく。 ・（2）トラブルの予防についても考える。	・自分が買おうとしたものと買ったものが違うと困る。 ・解決に向けて自分から売った人に働きかける。 ・トラブル内容を自分の言葉で説明する必要がある。 ・品物の情報を集める。 ・品物があっているか確認。 ・思い違いがないか。	・（1）の①と②を考えることが（2）のトラブル予防につながることを気づかせる。
5分	【個人学習】 ・トラブル回避の方法についてまとめる。 ・ワークシートの(２)に書く。	・品物の情報は大事。 ・品物の確認も大事。 ・コミュニケーションも大切。 ・よく考えて契約する。	・机間指導しながら、書きにくい児童にアドバイスする。
5分	【書いた人の発表】	・自分の考えとの違いを考えながら聞く。	・2～3名発表を促す。 ・契約の前にしっかり確認すれば防げるトラブルであったことに気づかせる。

具体的な各カードの指導のヒント　　【予想される解答例】も参考にしてください。

指導を始める前に

買い物のトラブルは、いつ、どんなことが起こるか分からず、私たちおとなでも、想定外の事態にまごつくこともあると思います。本時で教師がトラブルカードをランダムに配布するわけは、そういう突然のトラブルを児童にも疑似体験させてみようという趣旨からです。クラスの状況に応じて、この部分に時間を割かない方法をとっていただいても構いません。

自分に突然起こったトラブルを確認するため、ワークシートの冒頭に、自分が受け取ったカードの記号に○を付け、そのカードの見出し（トラブルの内容）の下線部分を □ 枠内の言葉に続けて書き足す作業をしてもらうようにしています。クラスの状況に応じてこの作業を省略したい場合は、予めそれぞれのカード別にトラブル内容を書き込んだワークシートとして加工してご使用いただいても構いません。

【A】シュークリームの数がたりない

代金を払って商品を受取るときに、買う人も売る人も、品物が間違っていないか、数や中身が間違っていないか、お互いによく確認するようにすれば、こんなトラブルは起こらなかったよね。買い物では、確認することがとても大切なんですよ。

本問のテーマ ： 契約するときも、品物を受け取るときも、よく確認しよう!

シュークリームを間違いなく６個注文したにもかかわらず、お店が箱に５個しか入れていない場合、お店の商品を引渡す責任（義務の履行）が不完全で、お店に過失があることになります。この場合、その箱に入ったシュークリームをそのままお店に持って行き、事情を説明して不足分を引渡してもらう、あるいはとりあえず電話で事実を伝えて後日引渡してもらうなど、いろいろな対応方法が考えられます。

とはいえ、私たちも経験がありますが、「６個ください」と言うつもりだったのに間違えて「５個ください」と言ってしまうこともあります。本当に言い間違えてなかったか、時間がたつほど分からなくなります。お店側にとっても、本当に間違えたのか、お客さんの勘違いやうそではないのか、過失がどちらの側にあるのかによってその後の対応も変わってくるはずなのに、間違いがあったその時点よりも後になるほどその確認をするのはとても困難です。

このようなことが起こらないようにお店はどのような工夫をしているかを児童たちに問うことにより、多くのお店が、商品を箱に入れた後、買った人にその状態を見せることによって、間違いがないようにしていることに気づいてもらえればと思います。契約は、成立する前の段階で何を買うかよく調べて、選んで、確認して決めることが大切ですが、その後の代金の支払い、商品の受け取りの場面でも、契約したとおりの内容、この事例では６個のシュークリームの引渡しがあったかをお互いに十分確認することが重要であることに気づかせてあげてください。

児童によっては、５個のシュークリームを６人で分けて食べる、くじびきをするなどの解答も出てくるかもしれませんが、本教材のねらいをご理解いただいたうえ、契約の問題として思考する方向に導いていただければ幸いです。

【B】プリンの賞味期限が切れていた

商品には、いろいろなマークや中身についての説明（表示）がついています。同じ商品に見えても、マークや表示が違っているものがあります。食べ物には、おいしく食べられる日にちを示す「賞味期限」が書いてあって、よく確認して買い物をしないと食べられないかもしれないね。お店の人も間違えて賞味期限切れの食べ物を売らないようにしないといけないね。マークや表示を確認することも大切だね。

本問のテーマ ： マークや表示も、よく確認しよう!

食品は、食べるための商品ですから、その販売店は、おいしく安全に食べられるものを販売しなければなりません。プリンのような洋生菓子であれば、お店は賞味期限内のものを提供する必要があります。とはいえ、買う人の側も、その場で賞味期限切れと気づいていればそれを買って帰ることもなかったわけですから、やはり、契約が成立する前に、商品をしっかり調べて、選んで、確認して決めることが大切であることを、繰り返しご指導ください。

さて、賞味期限が切れていることに気づいた買った人（消費者）は、気づいた時点ですぐにお店に電話

をして、その後の対応などについて尋ねたり、実際にお店に持参して返品や交換の相談をしたりすべきでしょう。できればすぐ現物を持参する方がいいですが、都合により後日になる場合は、念のため写真を撮っておくといいですね。レシートには購入した日時も記載されており双方の確認にも役立つため、こうした資料を保管し持参する等の行動が望ましいことを児童たちに伝えてください。

お店側も、このような期限切れ商品を間違って販売しないように売り場での陳列状態を再確認したり、買った人が食べてしまった場合は食中毒などの健康被害がなかったか確認したりと、様々な対応が必要になります。でも、お客さんからこういうことがあったという知らせがあると、同じ間違いを繰り返さないように、売り場における品質管理の工夫や、賞味期限に気づきやすい表示の工夫をするなど、お店が良くなるきっかけになることもあります。買う側と売る側の両方の視点で、消費生活をより良いものにしていくには双方がどうすればよいのか考えることが大切であることも児童たちに気づかせてあげてください。

【C】セーターが小さかった

インターネットやカタログで商品を見て通信販売で買うときは、大きさや色、形、さわりごこち、においなど、実物を見て買うことができないよね。でも、通信販売で買い物をするときも、実際のお店で買うときと同じで、いったん売買契約が成立すれば、勝手な理由で契約をなかったことにはできません。中には、返品や交換に応じてくれるきまりのお店もあるけれど、全部ではないし、いろいろ条件がつくこともあります。だからやっぱり、契約が成立する前に、よく調べて、選んで、確認してから決めなければなりません。実物が見られない分、よく調べなければいけないことも多くなるよね。

本問のテーマ ： 通信販売は、調べること、確認することがいっぱいあるよ!

通信販売については、インターネット経由で利用されているものが多いと思います。ネット通販での買い物も、基本的な考え方は第１時で学んだ「買い物の仕組み」と同じです。ただし実店舗とは異なり買う人（消費者）と売る人（お店）が直接顔を合わせて契約をするわけではないので、買う人の「買います」という申込みの通知はWEB上で行われ、お店の「売ります」という承諾の通知も、メールやWEB上の画面に表示させることで行われます。

ネット通販やカタログ通販には、自分の好きな時間に、いろんな商品の種類や値段を比較検討しながら商品の選択ができるメリットがある反面、実際の商品を目で見て手に取って確認することができない、試着できない等のディメリットもあります。その分、売買契約が成立する前に、商品の説明文をよく読み、詳細に情報を調べて確認したり、他の商品や他店の商品と比較したりということを十分に行うことが必要となります。実際には、サービスとして返品の依頼に応じているお店が多いのですが、送料について返品する側の負担であったり、返品できない商品もあったりするため、実店舗での買い物と同じく「よく考えて、選ぶ」ことが大切であることを児童たちに伝えてあげてください。

【D】買った服を返して買いなおしたい

いったん売買契約が成立すると、契約をなかったことにできなかったよね。やっぱりこっちの服がよかったというような勝手な理由で返品はできないよね。お金も当然、返してもらえないよね。売買契約が成立する前に、もっとよく調べて、このお店のものと比べていればよかったのにね。

本問のテーマ ： どこで、何を、いくらで買うか、よく比べて選ぼう!

このカードの事例は、本当にトラブルでしょうか？

後から他に安くてよく似た服が見つかったというのは、別の言い方をすれば、契約する前にもっといろいろな店の商品を見比べて、よく考えてから買う服を決めるべきであったということです。いったん成立した契約を、買った人（消費者）の一方的な都合でなかったことにはできません。このことは、前時の学習の際にも詳しく確認しました。契約が成立した時点がいつか、ということが重要である理由は、この成立時点以降、この契約の各当事者がそれぞれの一方的な都合で契約を取り消すことができなくなるからです。指導されるときは、前時の学習も振り返りながら、この点を児童たちがしっかり理解できるよう、繰り返し声かけをしてあげてください。

小学校 5･6 年生の家庭科教科書で

売買契約の基礎を
マスターしよう！

18 歳で成年を迎える子どもたちへの新しい学び

第 3 時　　買い物でトラブルにあったらどうしよう！
（使ってみたらたいへんだ）

1.【教材】 トラブルカード【E】【F】【G】【H】
2.【教材】 ワークシート 「トラブルカードゲームにちょう戦しよう！ その2」
3.トラブルカードゲームにちょう戦しよう！ その2 【予想される解答例】
4.指導のてびき（第3時）－学習指導案付き

【E】 アレルギーが出た

ケーキ屋さんでケーキを買いました。
卵アレルギーがあるので、
卵を使わないケーキです。

ところが、家に帰ってひと口食べると
全身にじんましんが出ました。
お店の人がまちがえて
卵を使ったケーキをわたしていたのでした。

どうしたらいいの？

【F】 ふで箱でけがをした

ふで箱を買ってきて
使おうとふたをあけたところ、
ふで箱のふたの金具が出ていて
手を切ってしまいました。

「いたい！ いたい！」

どうしたらいいの？

【G】 スポーツウェアの色が落ちた

買ったばかりのスポーツウェア。
さっそく着てウォーキングを楽しみました。

ところが、帰って洗たくをしてみたら
なんとびっくり！

買ったばかりのスポーツウェアの
色がところどころ落ちてしまいました。

どうしたらいいの？

【H】 モバイルバッテリーからけむりが出た

いっしょに出かけていたおうちの人が
スマホにじゅう電をするために持っていた
モバイルバッテリー（持ち運び用のじゅう電器）
をあやまって地面に落としてしまいました。

するとモバイルバッテリーからけむりが出ていて
びっくり！！すぐに気づいたので燃えたり
やけどをしたりはしなかったけれど、、、

どうしたらいいの？

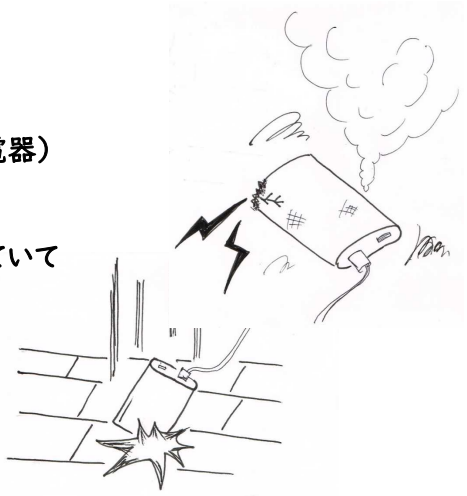

トラブルカードゲームにちょう戦しよう！　　その２

年　　組　　名前

（１）　わたしのトラブル　ー買い物でトラブルにあったら　どうしよう！

・トラブルカードは、EFGHのうちどれでしたか。（　）に〇をつけましょう。
・トラブルカードのEFGHの横に書いてあるトラブルの内容を、わくの中に書き写しましょう。

E	F	G	H
（　）アレルギーが	（　）ふで箱で	（　）スポーツウェアの	（　）モバイルバッテリーから

①　買い物をした人は、どうすればいいでしょうか。

②　お店の人は、どうすればいいでしょうか。

他の買い物をした人、お店の人は、トラブルがおこったときにどうしたでしょうか。
みんなの考えを聞いてみましょう。

（２）　買い物をした商品でトラブルがおこったときに、
トラブルを解決するために、どんな方法があるでしょうか。調べてみましょう。

トラブルカードゲームにちょう戦しよう！　その２【予想される解答例】

（１）わたしのトラブル　ー買い物でトラブルにあったら　どうしよう！

【E】 アレルギーが出た

E	F	G	H
（○） アレルギーが出た	（　） ふで箱で	（　） スポーツウェアの	（　） モバイルバッテリーから

①　買い物をした人は、どうすればいいでしょうか。

- 周りの人に具合が悪いことを伝えて、薬を飲むか病院に行く。
- お店に電話をして、ケーキ代を返してもらう。
- お店の方で薬代や病院代を払ってもらうように言う。
- アレルギーが出たときのことを説明できるようにメモしておく。

②　お店の人は、どうすればいいでしょうか。

- おわびをしてお金を返す。
- かかった薬代や病院代をわたす。
- 自分たちがどのようにしてまちがえてしまったのか、確にんする。
- 二度と同じまちがいをしないように、対さくを考える。

【F】 ふで箱でけがをした

E	F	G	H
（　） アレルギーが	（○） ふで箱でけがをした	（　） スポーツウェアの	（　） モバイルバッテリーから

①　買い物をした人は、どうすればいいでしょうか。

- おとなのひとや消費生活センターに相談する。
- けがの手当てをしてお店にも知らせる。
- 不良品なのでふで箱代を返してもらう。
- 手を切ってしまったので病院代を出してもらう。

②　お店の人は、どうすればいいでしょうか。

- お客さんの使い方のまちがいではないか確にんする。
- 他のふで箱に同じ欠かんがないか調べる。
- こわれていないふで箱と交かんする。
- ふで箱をつくった会社に知らせて対さくを考えてもらう。

トラブルカードゲームにちょう戦しよう！　その2 【予想される解答例】

【G】 スポーツウェアの色が落ちた

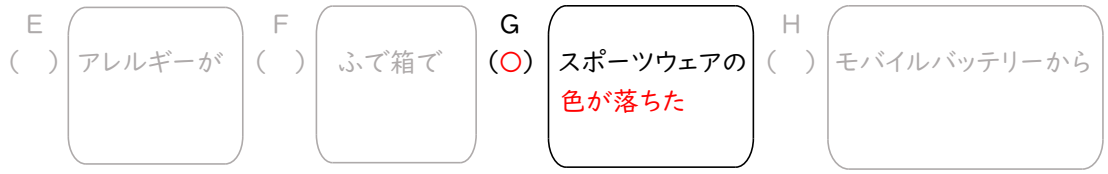

①　買い物をした人は、どうすればいいでしょうか。

- 色落ちしたことをお店の人に知らせて、交かんしてもらう。
- 洗たくのやり方をまちがえていなかったか調べる。
- 同じ服で色落ちをした人がいなかったか聞いてみる。
- 交かんしても色落ちするから、返品してお金を返してもらう。

②　お店の人は、どうすればいいでしょうか。

- 服の色落ちがひどい場合は、服を作った会社にも知らせる。
- 洗たくのやり方や色落ちする可能性があるというお知らせを、商品にわかりやすく表示する。
- 正しい方法で洗たくしたのか、確にんしてからお金を返す。

【H】 モバイルバッテリーからけむりが出た

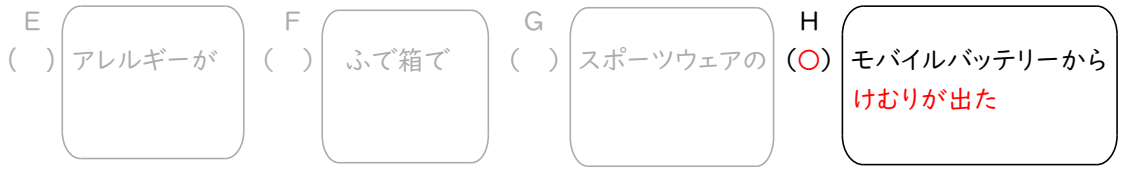

①　買い物をした人は、どうすればいいでしょうか。

- 消防やお店、消費生活センターに通報する。
- 通報した方がいいとは思うが、どこにしたらいいかわからない。
- 落としただけでけむりが出るのは不良品なので、交かんしてもらう。
- 落とした自分が悪いので、あきらめて新しいものを買う。

②　お店の人は、どうすればいいでしょうか。

- 買った人が商品をらん暴に使っていなかったか、確にんする。
- 作った会社にも知らせて、対さくを考えてもらう。
- レシートがあれば、交かんに応じてあげる。
- 原因がわかるまで、同じ商品は売らない。

トラブルカードゲームにちょう戦しよう！　その２ 【予想される解答例】

他の買い物をした人、お店の人は、トラブルがおこったときにどうしたでしょうか。みんなの考えを聞いてみましょう。

（注）ここでは児童たちに（１）のE～Hの解答を発表させ、他の人の考えも聞いた上で（２）のまとめを考えられるように指導してください。

（２）　買い物をした商品でトラブルがおこったときに、トラブルを解決するために、どんな方法があるでしょうか。調べてみましょう。

【E】 アレルギーが出た

- 製造やはん売のときに混ざらないよう表示をわかりやすくする。
- お店の人とお客さんとおたがいでしっかり確にんをする。
- お店側はきちんと対応をしてお客さんと解決方法を話し合い、決めたことを守る。
- 解決しなければ消費生活センターやせん門家に相談する。

【F】 ふで箱でけがをした

- 商品がまちがいないか確にんする。
- 商品がよくない場合はできるだけ早く買った店にとどけ出て、よい商品と交かんしてもらう。
- けがなどトラブルの場合は消費生活センターに相談する。
- 解決しなければ消費生活センターやせん門家に相談する。

【G】 スポーツウェアの色が落ちた

- お店やメーカーの人になるべく早く知らせて、他の人に同じトラブルがおこらないようにしてもらう。
- 消費生活センターに相談をしてみる。
- 他のお客さんにも知らせる。
- 商品を買うときにせんたくの表示などをよく確にんする。

【H】 モバイルバッテリーからけむりが出た

- 今回はけむりが出てすぐに気づいたが、火事になっていたかもしれない重大なことなので、お店や消費生活センターに必ず知らせる。
- 作った会社に知らせて原因を調べてもらう。
- 他にも同じようなことが起こっていないかインターネットで調べる。
- みんなにも注意してもらえるように、知らせる方法を考える。

指導のてびき（第3時）　買い物でトラブルにあったらどうしよう！

（使ってみたらたいへんだ）

【本時の教材】　トラブルカード【E】【F】【G】【H】

ワークシート　「トラブルカードゲームにちょう戦しよう！　その2」

【教材のねらい】

前時で、売買契約が成立する時点よりも前に「よく考える」「よく調べて、選ぶ」「確認する」ことの重要性に気づき、契約する前に具体的に何を考えればよいのかについて話し合う学習をしました。本時のねらいの一つは、この「よく考える」「よく調べて、選ぶ」「確認する」際に、「安全」という観点からも情報を集め、品物そのものの性質や安全な使用方法についても考えることの重要性に気づいてもらうことです。

消費者が購入する商品の中には、使用して初めて不具合がわかったり、中には安全に関わるようなトラブルが発生したりするものがあります。本時のもう一つのねらいは、使ってみて初めてわかった消費者トラブルの事例で、こんなとき自分はどんな行動ができるのか、おとなの人たちはどんな行動をとっているのかを考えてもらうことです。

本時の４つのトラブルカードは、購入した商品を使用し、消費する中で問題が発生した事例です。これらの事例について「どうしたらいいの？」という対応のアイディアを、いろいろ話し合わせてみてください。おとなの私たちにとっても、正解を出すことは難しいトラブルですが、消費者が注意すべきこと、事業者が対応すべきこと、誰かに相談することなど、様々なアイディアを考えさせてみてください。

いろいろ意見が出たところで、消費者が自身のトラブル情報を販売店やメーカーに伝えることで、新たな被害を防ぐことができるかもしれないことにも気づかせてあげてください。とりわけ、安全に関わる情報は、消費生活センターなどに相談したり、情報を伝えたりすることで、事業者や行政の対応の改善につながっていくこともあることをぜひ伝えてください。消費者の意見や行動は、それが例え一人のものであったとしても、小学生の意見であったとしても、社会を変える力をもっていること、消費者の役割にも気づいてもらえればよいと思います。

本時の指導案も、班学習を前提としています。第２時と同様に、クラスの状況や設定時間数に応じて、工夫してご活用ください。「安全」に関する学習をする他の単元の授業で使ってもよいと思います。

【指導案】

授業の概要

売買契約の基礎を知ることを通じて買い物の仕方や仕組みを理解し、買い物をするまでの意思決定過程（情報の収集・整理とその活用、物の選び方、買い方の工夫など）の重要性に気づき、買い物トラブルを防ぐ工夫やトラブルにあったときに消費者がとるべき行動（消費者の役割）について学習する。

到達目標

1. 売買契約の基礎と買い物の仕組みが分かり、契約成立前の意思決定過程（情報の収集・整理とその活用、物の選び方、買い方の工夫など）の大切さに気づく。
2. 身近な物の選び方、買い方を理解し、購入するために必要な情報の収集・整理が適切にできる。
3. 購入に必要な情報を活用し、身近な物の選び方、買い方を考え、買い物トラブルを防ぐ工夫をすることができる。
4. 買い物トラブルに対して消費者がとるべき行動とその影響を知り、消費者の役割に気づく。

指導計画

第１時　　買い物の仕組みについて考えよう！
第２時　　買い物でトラブルにあったらどうしよう！（本当にトラブルかな？）
第３時　　買い物でトラブルにあったらどうしよう！（使ってみたらたいへんだ）　・・・【本時】

本時のねらい

1. 購入に必要な情報を活用し、身近な物の選び方、買い方を考える際に、取り扱いや使用方法に気をつけなければならない品物があること、購入して初めてわかる買い物トラブルもあることを知る。
2. 買い物トラブルに対して消費者がとるべき行動とその影響を知り、消費者の役割に気づく。

本時の展開　（45 分× 1 ）

	学習活動	予想される児童の反応	教師の支援
5 分	【前時の復習】 ・売買契約の成立時期の確認。 ・今日の学習内容を知る。		・売買契約の成立時期を確認。防げるトラブルもあったことを思い出させる。
	買い物でトラブルにあったらどうしよう！（使ってみたらたいへんだ）		
	・班に1種類の「トラブルカード」を配布。(ワークシートの(1)冒頭の記号に○を付け、自分が考えることになったトラブルを□に書き込む。) E: アレルギーが出た。 F: 筆箱でけがをした。 G: 洗たくで色が落ちた。 H: けむりが出た。	・どれに当たるかな。 ・面白そうだ。	・生活の中でいつどんなトラブルに遭遇するかわからないので、「トラブルカード」は児童に選択させずに、配布する。 ・ワークシートを全員に配布。
10 分	【班学習】 ・トラブルにあった場合どうすればよいか考える。 ・相談しながらワークシートの（1）①②に書く。	(※予想される解答例を参照。)	・トラブルの原因から買い物をした人がとるべき解決策を考えさせる。（（1）①） ・買い物をした人の立場のみならず、お店の人の立場にもたって考えさせる。（（1）②）
10 分	【班ごとの発表】 ・ワークシートの（1）①②について。		・自分の「トラブルカード」と似ているところを考えながら聞かせる。
10 分	【全体学習】 ・(1)①②についてみんなの意見・共通点等をクラスの全体でまとめていく。 ・(2)トラブルを解決するために、どんな方法があるか調べてみる。	・自分が買おうとしたものが不良品だと困る。 ・お店の側にトラブルの原因があると考えられる。 ・解決にむけて自分から店や物を作ったメーカーに働きかける。 ・トラブルの内容を自分の言葉で説明する必要がある。 ・同じトラブルが起こらないように行動する。	・使ってみて初めて気づくトラブルもあることを確認する。 ・安全にかかわるトラブルは、販売店、メーカー、消費生活センターなどに知らせることが大切だということに気づかせる。
5 分	【個人学習】 ・トラブルの対応策についてまとめる。 ・ワークシートの(2)に書く。	・品物の情報は大事。 ・品物の確認も大事。 ・相談することも大切。 ・トラブルの再発を防止することも大切。	・机間指導しながら、書きにくい児童にアドバイスする。
5 分	【書いた人の発表】	・自分の考えとの違いを考えながら聞く。	・2～3名発表を促す。 ・使ってみて初めて気づくトラブルの対応策について確認する。

具体的な各カードの指導のヒント　　【予想される解答例】も参考にしてください。

指導を始める前に

買い物のトラブルは、いつ、どんなことが起こるか分からず、私たちおとなでも、想定外の事態にまごつくこともあると思います。前時と同様に本時でも、教師がトラブルカードをランダムに配布して、そういう突然のトラブルを児童にも疑似体験させるワークです。クラスの状況に応じて、この部分に時間を割かない方法をとっていただいても構いません。

前時と同様に、自分に突然起こったトラブルを確認するため、ワークシートの冒頭に、自分が受け取ったカードの記号に○を付け、そのカードの見出し（トラブルの内容）の下線部分を □ 枠内の言葉に続けて書き足す作業をしてもらうようにしています。前時と同様に、クラスの状況に応じてこの作業を省略したい場合は、予めそれぞれのカード別にトラブル内容を書き込んだワークシートとして加工してご使用いただいても構いません。

【E】 アレルギーが出た

アレルギーのひどい症状が出たら、すぐにお医者さんに診てもらったり、薬を使ったりしなければならないから、周りの人やおとなの人に知らせてすぐ対応をしてもらおうね。それから、こんな事故が起こったことは、お店にも伝えて、治療費など弁償してもらえるように話し合わないといけないね。話し合いをするときには、間違って渡されたケーキを捨てずに見せたり、診断書や治療費の領収書なども保管しておくと役に立つよ。同じような事故が起こらないように、症状が軽かったときも、食べる前に気づいたときも、お店や消費生活センターに伝えることが大切ですよ。

本問のテーマ ： まずはお医者さんか救急車！ ･･･しっかり手当を受けよう！
そして、お店の人に事故を知らせて、対策を考えてもらおう！

お店の過失により、消費者に被害が発生した事例ですが、その結果は、第２時の【Ａ】の事例のような商品の数の間違いと比べてあまりにも大きく、アレルギー発作は心身に苦痛を伴い場合によっては死に至ることもある重大な事故です。提供したお店も、単なる謝罪や返金等の対応では済まされず、損害賠償責任を負う可能性もあり、消費者、お店、双方の被害・損害は深刻です。

そのような事態が起こらないよう、消費者が日頃から注意する必要があるのはもちろんですが、それにも限界があり、商品を提供するお店側にも細心の注意と配慮が必要となってきます。製造や販売の段階で間違いが起こった場合には、補償方法について早急に判断しなければなりません。かつ、事前事後の再発防止策も速やかに検討しなければなりません。こうしたお店の対応に対し、消費者が納得できない場合には、消費生活センターや法律専門家に相談し、補償を求めて行動を起こしていくこともできます。救済を受ける権利が消費者の権利であることにも気づかせてあげてください。

一方、類似の事故が二度と起こらないように、事業者や行政に対策を考えてもらうことも重要です。安全に関わる事故の情報は、消費生活センターなどが集めています。被害が軽く済んだとしても、重大事故になる前に気づいた場合でも、消費生活センターに伝えておくと、業界全体で、あるいは社会全体で新たな事故を防ぐ取り組みにつながることもあります。

【F】 ふで箱でけがをした

買ってきたふで箱がたまたま壊れていたのかな。同じ店で売っている同じふで箱も、買ってきたふで箱と同じように壊れているのかな。お店の人に伝えて、調べてもらわないといけないね。他のふで箱が壊れてなかったら、不良品のふで箱をふつうのふで箱と交換してもらいたいし、他のふで箱も壊れているのであれば、作っている工場の会社にも伝えて対応を考えてもらわないといけないね。

本問のテーマ ： 使い方をまちがえていなかったかな？
お店の人、メーカーにも知らせて、対策を考えてもらおう！

まずは、怪我が、筆箱自体の欠陥で起こったものなのか、あるいは使い方が間違っていたために起こったものなのかを確認することが重要です。筆箱自体の欠陥であれば、新しいものと交換が可能で、かつ怪我をしたことに対する補償を求めることができる場合もあります。

また、筆箱自体の欠陥の場合、その買ってきた筆箱だけの欠陥の場合と、筆箱の作りそのものに欠陥が

ある場合（筆箱の設計上の問題）が考えられます。どちらにしても、使い方に誤りがなければ、売った側（お店・メーカー）の責任を追求することができるでしょう。

使い方が誤っていた場合は、交換してもらえないこともあるので注意が必要です。通常では想定できない使い方をすることによって、金具部分がゆがむ等して怪我をした場合は、消費者側に問題があると考えられ、売った側の責任を追及することができない場合もあります。

【G】スポーツウェアの色が落ちた

衣服には、洗たくをするときのやり方や、使用する洗剤などで注意しないといけないことについて、いろいろなマークが付いています。色落ちすることがある衣服には、その注意が書かれていることもあります。このような注意を守って洗たくしたのにひどい色落ちがあったなら、それは不良品かもしれないね。お店の人や、衣服を制作した会社の人に伝えて、調べてもらうなど、対応を考えてもらえるようにしてはどうかな。

本問のテーマ ： 洗たくの方法はまちがえていなかったかな？
お店の人、メーカーにも意見を伝えてみよう！

洗たくによる衣服の色落ち、色移りは、そもそも染色されている生地を使用している衣服の性質上、多かれ少なかれ発生する事象です。それゆえ、メーカーは、衣服の品質や洗たく方法等を記したラベル表示により、色落ち、色移りが発生しないよう、消費者に対する注意喚起・情報提供を行っています。

洗たくによる衣服の色落ち、色移りトラブルの指導にあたっては、消費者側に落ち度が無かったか、すなわち、洗たく方法を示したラベル表示を理解し、その方法を守って洗たくを実施していなかったための色落ち、色移りではないかをまず確認することが必要です。衣生活に関する学習内容との関連に気づかせることもできます。

消費者の使用方法、洗たく方法に落ち度なく、想定される以上の著しい色落ち、色移りが一度に発生したとなると、原材料やメーカーの品質管理に問題があり、同種商品でも同様のトラブルが発生していることも予測されます。このような場合は、消費者が自身のトラブル情報をメーカーに知らせることで、自身のトラブルが解決（商品の交換、返品、返金等）できるかもしれませんし、別の消費者らが新たな被害に遭うことを防ぐこともできます。

【H】モバイルバッテリーからけむりが出た

モバイルバッテリーをうっかり落としてしまったとはいえ、突然けむりが出て燃えだしたらびっくりするよね。もしも火事になりそうだったら消防署に連絡をしたり、ケガややけどをしたら救急車を呼んだりしないといけないかもしれないね。こういう事故も、お店や作った工場の会社に伝えたり、消費生活センターに伝えたりして、同じような事故が起こらないように対策を考えてもらわないといけないね。買った人も、安全な正しい使い方を知っておかないといけないし、作った会社やお店の人も、安全な使い方や気をつけないといけないことを、分かりやすく伝える工夫をしてほしいですよね。

本問のテーマ ： まずは消防署！・・・ぼやでもきちんと報告しよう！
お店の人、メーカー、消費生活センターにも知らせよう！

モバイルバッテリーは、児童たちにとってはまだ身近なものではないかもしれませんが、今後使用したり身近な大人が使用していたりする製品であるということと、ここ数年発火事故が相次いだ製品でもあるので是非知っておいてほしいとの思いで取り上げました。

消費者が自身のトラブル情報をメーカーや販売店、消費生活センター等に知らせることで、国も動き、商品の改良や安全な流通につながった実際のケースでもあります。

モバイルバッテリーの事故の増加を受けて、国はメーカーに対して、出荷前検査を義務づけ、現在では検査基準を満たしたことを示す「ＰＳＥマーク」付きのものしか販売できなくなっています。

また、消費者も製品を使用するにあたっては十分な注意が必要です。本事例においては過充電、就寝中の充電、充電しながらの使用、夏の車内など高温環境、落下などの衝撃は避けるべきであることがあげられます。【F】でも述べたとおり、買った商品について欠陥があった場合でも、誤った使い方をしてしまうと、トラブルの解決（商品の返品等）が出来ないことがあるので注意が必要であることもあわせて指導をしていただきたいと思います。

小学校 5・6 年生の家庭科教科書で

売買契約の基礎をマスターしよう！

18 歳で成年を迎える子どもたちへの新しい学び

ご利用にあたっての Q&A

Q　なぜ、「売買契約が成立する場面」が大切なの？

A　それは、普段の買い物ではほとんど意識することのない、申込みと承諾の意思が合った瞬間を境に、その前後で大きな違いが生じるからです。

下の図を見てください。

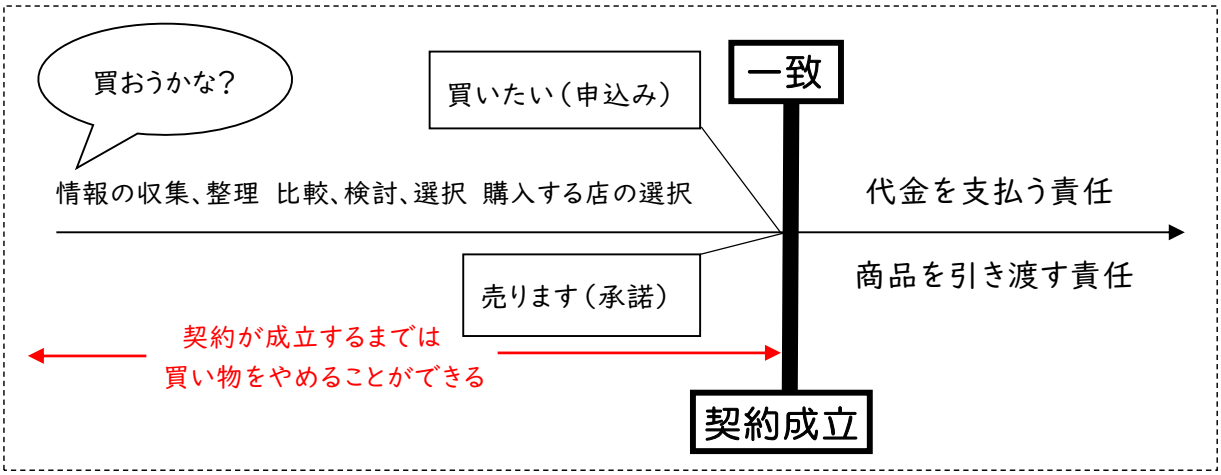

このように、契約の成立前ならば、何をどこでいくらで買うかをよく考えたり、買い物をやめたりすることもできます。しかし、いったん契約が成立すると、お互いに責任が発生して、一方的な都合や理由でやめることはできなくなります。

大切なのは、この前後の違いが生じる場面を意識することですので、この単元において、何度も確認してほしいと思います。

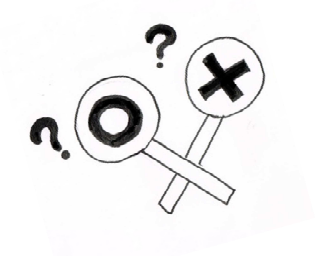

Point 1

これを○×クイズで終わらせないで

「契約が成立するのはどの場面ですか？」という問いがよくありますが、これを単に○×クイズで終わらせないでください。

契約の成立前によく考える力を身につけるためには、契約がどの場面で成立するのかを見分けられることが大切です。この意図を意識して指導していただければと思います。

Q　売買契約の成立について、小学生にどう説明したらよいの？

A　ある品物をある値段で買いたい（自分の物にしたい）という買う人の申し出（買う意思の表示）と、売る人のこれを受ける意思（承諾の意思の表示）が一致したときに、売買契約が成立します。

この売買契約の成立の意義をまだ買い物の経験の少ない小学生に説明するために、新しい家庭科教科書では、次のように工夫した表現をしています。

- 「消費者である私たちが、お金を支払って商品を受け取ることを買い物といいます。買い物は、買う人の申し出を、売る人が受けて成立する売買契約でもあります。」（東京書籍、見本版 34 頁、本文）
- 「買う人　申し出 → 売買契約成立 ← 売る人　承諾」（東京書籍、見本版 34 頁、図２）
- 「買う人（消費者）は買う意思を表し、売る人は売る意思を表して、おたがいの意思が合ったとき（合意）に売買契約が成り立ちます。」（開隆堂、見本版 61 頁、本文）

この教材セットでは、売買契約の成立について、第1時のワークシート（1）の解答欄を自由に記入できるようにし、どちらの教科書の表現でも書き込みできるようにしています。

買う人が　（例）買う意思を表し／申し出をして／申込みして／買いたいと言って 売る人が　（例）売る意思を表し／申し出を受けて／承諾して／オッケーと言って →　おたがいの意思が合ったとき、売買契約が成立します。

以上の例のように、教科書の言葉を自分が理解した表現で置き換えても構わないと思います。

参考：2020年4月1日施行の改正民法では、以下のような規定になっています。

民法 第522条　契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示（以下「申込み」という。）に対して相手方が承諾をしたときに成立する。

②契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。

民法 第555条　売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

Point 2

本教材セットは、「売買契約の基礎」の指導方法のヒントになります

本教材セットは、小学校５年生、６年生が、自分や身近な人々の日常の買い物の様子を思い出しながら楽しく「売買契約の基礎」を学ぶことができるよう、イラスト入りのワークシートやカードゲームも取り入れて作成しています。学習指導案付きの各時の指導のてびきも作成していますので、新しい家庭科教科書の指導の際の参考として、また、授業で実際に利用する教材としてご活用ください。

本教材セットは、家庭科用に作成しましたが、工夫をしていただければ、総合的な学習の時間や教科外活動の際にもご活用いただけると思います。

Point 3

中学校・高等学校の授業や、おとなの方の学び直しの機会にも活用が可能です

2021年（令和3年）4月から、中学校では、技術・家庭科家庭分野の学習で「売買契約の仕組み」や「クレジットなど三者間契約」を、社会科公民的分野で「契約を通した個人と社会との関係」を、それぞれ学びます。高等学校の家庭科、公民科でも、それぞれ「（売買）契約」や「消費者問題」が学習内容に含まれています。これらの学習をする際の導入としてご活用いただくなど工夫をしていただければ、中学生、高校生の教材としてもご使用いただけると思います。

保護者の方などおとなの消費者の学び直しの機会にもぜひ、ご利用ください。授業参観やPTA 行事などで、小学生と保護者が一緒に学ぶ機会を作るのも、おもしろいかもしれませんね。

Q　なぜ、小学生が「売買契約の基礎」を学ぶの？

A　これからの小学生は、18歳で成年になるからです。

1．　成年年齢の引下げ－18歳になると、ひとりで契約をすることになります

2022年（令和4年）4月1日、今は20歳と定められている成年年齢が、18歳に引下げられます。2020年4月からの新学習指導要領に基づいて学習する小学生たちも、18歳で成年になります。

未成年者と成年者は、どう違うのでしょうか。未成年者が何か契約をしたいときは、こづかいなど自由に使ってよいと認められた金銭等を使う場合を除き、親権者（父母、養親）や未成年後見人の同意を得て契約をするのが原則です。未成年者が親権者等の同意を得ずにした契約は、取り消すこと（未成年者取消し）ができます。一方、未成年者が成年者になると、親権者等の同意を得ることなく、単独で有効な契約ができるようになります。

成年年齢引下げは、18歳、19歳の若年者の自己決定権を尊重し、自律を促すことにつながり、より早期の積極的な社会参加につながるとの期待がされています。その一方で、買い物（売買契約）の基本のルールについての知識や考え方の基礎となる原則、トラブルへの対処方法、司法制度の利用方法などを理解しないまま成年になった若年者は、消費者トラブルに巻き込まれる可能性が高くなるかもしれません。成年年齢引下げに伴い、18歳になる前に、学年でいうと高校2年生以前に学んでおかなければならないことがたくさんありそうです。

2．新学習指導要領　－小学校5・6年生の家庭科で「売買契約の基礎」を学びます

2020年4月スタートの新学習指導要領では、消費者教育の推進に関する法律（2012年12月13日施行）の制定も踏まえ、消費者教育の充実がはかられていますが、その際、この成年年齢引下げの動向も踏まえての改訂がされています。例えば、家庭科では、小学校5年生・6年生で「買物の仕組みや消費者の役割」「売買契約の基礎」を学び(注)、中学校では「売買契約の仕組み」「クレジットなどの三者間契約」を学ぶことになりました。小学校からのこれら一連の家庭科の学習は、18歳になったときに、自分で意思決定して契約し、その履行をし、契約トラブルが生じた場合は対処ができる成年者（消費者）へと成長できることを目指しています。私たちもこの家庭科の学習プロセスを支援していきたいと思い、本教材セットを考案しました。

(注) 小学校学習指導要領（平成29年告示）　第8節　家庭　（抜粋）

第2　各学年の内容　＞〔第5学年及び第6学年〕

1　内容　＞　C　消費生活・環境

次の(1)及び(2)の項目について，課題をもって，持続可能な社会の構築に向けて身近な消費生活と環境を考え，工夫する活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(1)　物や金銭の使い方と買物

ア　次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア)買物の仕組みや消費者の役割が分かり，物や金銭の大切さと計画的な使い方について理解すること。

(イ)身近な物の選び方，買い方を理解し，購入するために必要な情報の収集・整理が適切にできること。

イ　購入に必要な情報を活用し，身近な物の選び方，買い方を考え，工夫すること。

(2)　環境に配慮した生活

ア　自分の生活と身近な環境との関わりや環境に配慮した物の使い方などについて理解すること。

イ　環境に配慮した生活について物の使い方などを考え，工夫すること。

2　内容の取扱い

(3)　内容の「C消費生活・環境」については，次のとおり取り扱うこと。

ア　(1)については，内容の「A家族・家庭生活」の(3)，「B衣食住の生活」の(2)，(5)及び(6)で扱う用具や実習材料などの身近な物を取り上げること。

イ　(1)のアの（ア）については，売買契約の基礎について触れること。

ウ　(2)については，内容の「B衣食住の生活」との関連を図り，実践的に学習できるようにすること。

【教材セットの構成】

(1)第 1 時 「買い物の仕組みについて考えよう!」(表紙・1枚)
1.【教材】 ワークシート 「買い物の仕組みについて考えよう!」(A3 版横長・1 枚)
2.【掲示用教材】 買い物場面のイラストデータ (A4 版・4枚)
3.買い物の仕組みについて考えよう! 【解答例】(A3 版横長・1枚)
4.指導のてびき(第1時)ー学習指導案付き (A4 版 4 枚)

(2)第 2 時 「買い物でトラブルにあったらどうしよう!(本当にトラブルかな?)」(表紙・1枚)
1.【教材】 トラブルカード【A】【B】【C】【D】 (A4 版 4 分割・1 枚)
2.【教材】 ワークシート 「トラブルカードゲームにちょう戦しよう! その 1」(A4 版・1 枚)
3.トラブルカードゲームにちょう戦しよう! その 1 【予想される解答例】(A4 版・3 枚)
4.指導のてびき(第2時)ー学習指導案付き (A4 版 4 枚)

(3)第 3 時 「買い物でトラブルにあったらどうしよう!(使ってみたらたいへんだ)」(表紙・1枚)
1.【教材】 トラブルカード【E】【F】【G】【H】 (A4 版 4 分割・1 枚)
2.【教材】 ワークシート 「トラブルカードゲームにちょう戦しよう! その 2」(A4 版・1 枚)
3.トラブルカードゲームにちょう戦しよう! その 2 【予想される解答例】(A4 版・3 枚)
4.指導のてびき(第3時)ー学習指導案付き (A4 版 4 枚)

(4)ご利用にあたっての Q&A (表紙を含めて、A4 版・4 枚)
Q なぜ、「売買契約が成立する場面」が大切なの?
Q 売買契約の成立について、小学生にどう説明したらよいの?
Q なぜ、小学生が「売買契約の基礎」を学ぶの?

【奥書】教材セットの構成/著作権と使用方法についてのお願い (本紙・1枚)

【著作権と使用方法についてのお願い】

1. 本教材セットは、司法書士法教育ネットワークの 2019 年度重点事業「18 歳への法教育の提案」事業の一環として、会員有志により結成された「新しい消費者教育教材検討会」が作成したものです。
2. 本教材セットの著作権は、司法書士法教育ネットワーク新しい消費者教育教材検討会の下記執筆者、及びイラストデザイナー・Knozomi 氏にありますが、司法書士法教育ネットワークの下記 WEB サイトにて会員に限定せずに無料で公開することを許諾しています。
3. 本教材セットは、主として小学校5年生、6年生の家庭科の授業用に制作したものですが、他の教科や教科外活動をはじめ、中学校、その他の学校の授業等でも活用可能なものです。閲覧者が、学校の授業及び児童養護施設での法教育活動で教材として使用するために、プリントアウト、コピー、無料配布する場合は、個別の使用許諾のご連絡は不要です。その他の場合は、著作権者の了解が必要ですので、司法書士法教育ネットワーク事務局までご連絡ください。
4. 本教材セットのうち、第1時~第3時の各時の教材は、指導方法に合わせて、拡大、縮小など適宜のサイズでご利用ください。教材以外の資料も含め、変更、改変、加工、無断転載、及びイラストデータの無断使用は、お断りします。但し、学習効果測定のために試験問題等を作成される場合に限り、各時の教材の一部を転載していただくことは構いません。
5. この他、本教材セットに関するお問い合わせは、司法書士法教育ネットワーク事務局までお知らせください。

＊＊

司法書士法教育ネットワーク 新しい消費者教育教材検討会 制作
『小学校 5・6 年生の家庭科教科書で 売買契約の基礎をマスターしよう!
ー18歳で成年を迎える子どもたちへの新しい学びー』 2020年3月16日 初版

執筆者一覧 小牧美江 (司法書士、大阪司法書士会)
田實美樹 (司法書士、大阪司法書士会)
古川百合香(司法書士、滋賀県司法書士会)
松本榮次 (佛教大学非常勤講師、元兵庫県西宮市立小学校教諭)

ワークシートイラストデザイン・Knozomi /カードゲームイラストデザイン・田實美樹

発行:司法書士法教育ネットワーク 会長 西脇正博
〒530-0041 大阪市北区天神橋 2 丁目北 1 番 21 号・八千代ビル東館 2 階(事務局)
ホームページ: http://laweducation.sakura.ne.jp/
メールアドレス: law-ed@laweducation.sakura.ne.jp